

消費生活用製品安全法等の一部を 改正する法律の概要

(令和 6 年法律第67号)

令和 6 年11月 1 日

経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ
製品安全課

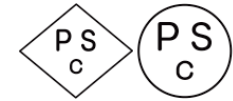
- ・令和6年6月26日公布
- ・公布から1年半以内に施行

背景・概要

- 近年、インターネット取引の拡大に伴い、国内外の事業者がオンラインモール等を通じて国内消費者に製品を販売する機会が増大しているところ、
（１）海外事業者がオンラインモールを始めとする取引デジタルプラットフォーム（取引DPF）を利用するなどして国内消費者に直接販売する製品について、製品の安全性に（法的）責任を有するべき国内の製造・輸入事業者が存在しないといった課題や、（２）玩具等の子供用の製品について、海外からの製品も含め、安全性が確認できない製品に対する販売規制がない（事故が起きてから対応）といった課題が存在。
- 海外から直接販売される製品の安全確保や子供用の製品による事故の未然防止を通じ、国内消費者が製品を安全に使用できる環境を整備するため、
（１）インターネット取引の拡大への対応、（２）玩具等の子供用の製品の安全確保への対応のための措置を講じる。

① 海外事業者の規制対象化（国内管理人の選任）

- 海外事業者が取引DPFを利用するなどして国内の輸入事業者を介さず国内消費者に直接製品を販売する場合、当該海外事業者を消安法等において届出を行える対象として明確化するとともに、規制の執行を担保すべく、当該海外事業者に対し、国内における責任者（国内管理人）の選任を求める。



② 取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設

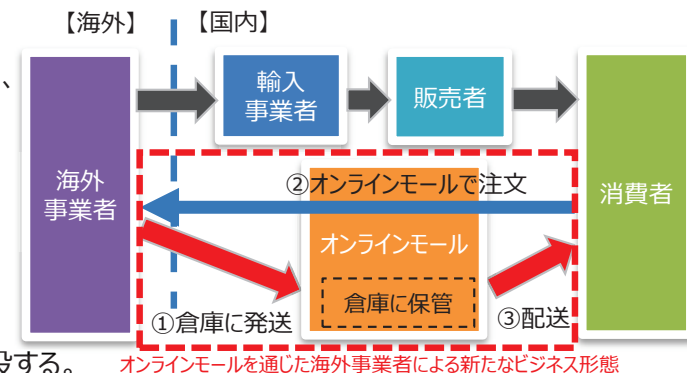
- 取引DPFにおいて提供される消費生活用製品について、国内消費者に危険が及ぶおそれがあると認められ、かつ、その製品の出品者によってリコール等の必要な措置が講じられることが期待できないときは、取引DPF提供者に対し、当該製品の出品削除を要請できるなどの措置を講ずる。

③ 届出事項の公表制度の創設

- ・届出事業者の氏名や特定製品の型式の区分、国内管理人の氏名等を公表する制度を創設する。

④ 法令等違反行為者の公表制度の創設

- 法律や法律に基づく命令等に違反する行為を行った者の氏名等について、公表することができる制度を創設する。



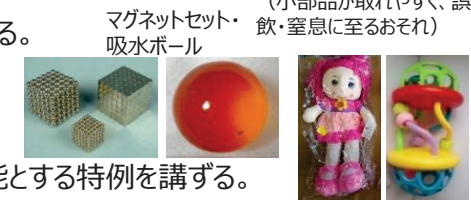
① 子供用の製品に係る規制の創設

- 子供用特定製品（主として子供の生活の用に供されるものとして対象年齢や使用上の注意を表示することが必要な製品）について、その製造・輸入事業者に対し、国が定める技術基準への適合、対象年齢・使用上の注意等の警告表示等を求める。
- 上記の義務を履行している旨を示す表示のない製品は販売できないこととする。

② 子供用特定製品の中古品特例

- 子供用特定製品の中古品について、国内消費者に対する注意喚起や安全確保のための体制整備等を条件に、販売を可能とする特例を講ずる。

海外で法令違反となった
ぬいぐるみ等
(小部品が取れやすく、誤
飲・窒息に至るおそれ)



※ 液石法については、平成11年改正により改正された同法第100条第6号の規定について、規定の修正を行う。

※ 上記のほか、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）に対する重大製品事故の調査に必要な情報の提供に係る措置（消安法）、届出事項の合理化に係る措置（消安法、ガス事法、電安法、液石法）及び罰則の構成要件に該当する行為を行った時期を明確にする趣旨の消安法の規定の改正その他の所要の規定の整備を行う。

製品安全 4 法の概要

- **製品安全 4 法**は、危害発生のおそれがある製品（**PSマーク対象製品**）を指定し、**製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準に適合すること**を義務付け。
- **製造・輸入事業者**は、技術基準に適合した製品に、自らPSマークを表示して販売。**販売事業者等**はPSマークの表示がない製品を販売してはならない。
- **製造・輸入事業者**は、**重大製品事故の発生**を認知してから10日以内に消費者庁に**報告すること**が義務付けられている。

製品安全 4 法とPSマーク対象品

消費生活用製品安全法（消安法）（12品目）



ライター、レーザーポインター、乳幼児用ベッド 等（4品目）



石油ストーブ、マグネットセット、水で膨らむボール 等（8品目）

電気用品安全法（電安法）（457品目）



コンセント、延長コード、直流電源装置、携帯発電機 等（116品目）



LEDランプ、エアコン、冷蔵庫、電子レンジ 等（341品目）

ガス事業法（ガス事法）（8品目）



ガスふろバーナー 等（4品目）



ガスこんろ 等（4品目）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）（16品目）



カートリッジガスこんろ、液化石油ガス用ガス栓 等（7品目）

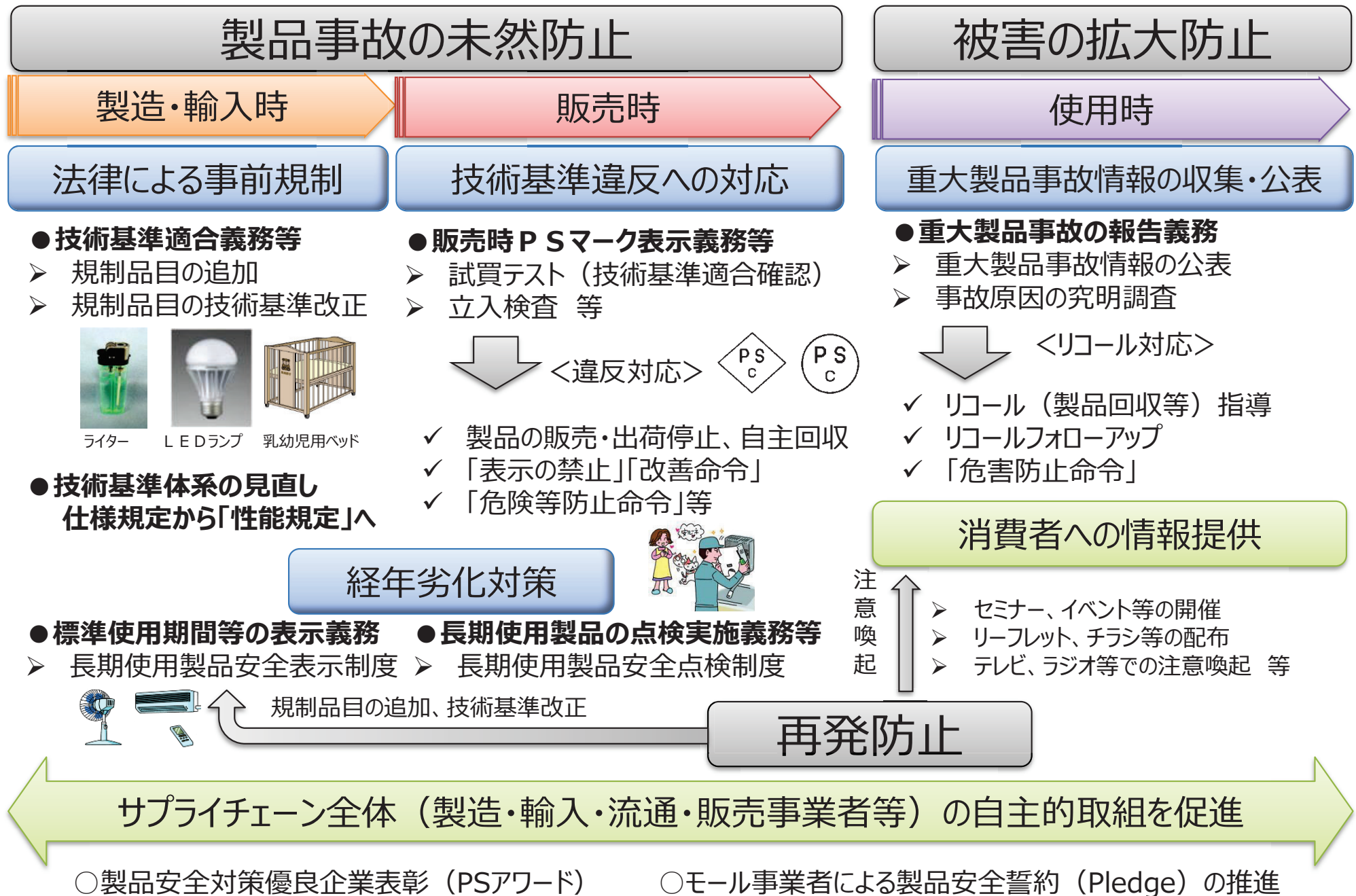


一般ガスこんろ 等（9品目）

※円形のPSマークは、自主検査を行い、技術基準適合性が確認できれば表示させることが可能。

※菱形のPSマークは、自主検査に加え、国に登録した検査機関により技術基準適合性が確認できれば表示させることが可能。

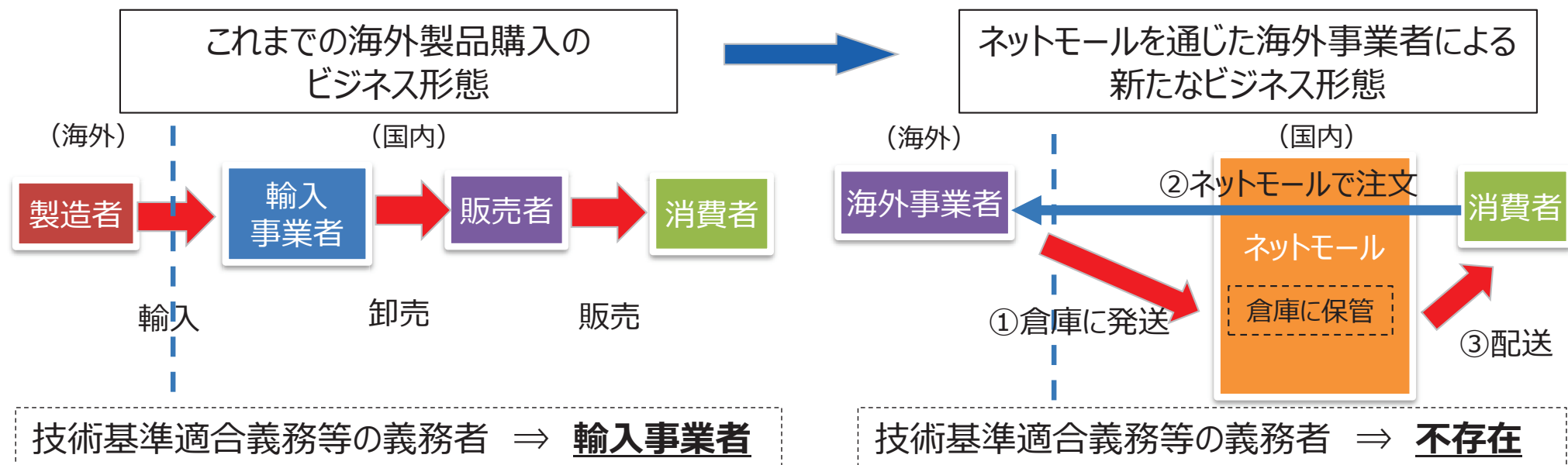
【参考】製品安全に対する経済産業省の取り組み（全体像）



海外事業者、国内管理人 取引デジタルプラットフォーム（DPF）提供者 に対する措置等について

インターネット取引の拡大に対応した制度改正

- インターネット取引の拡大に伴い、国内外の事業者が国内の消費者に直接製品を販売する機会が増大。
- 特に海外の事業者が販売する販売形態においては、規制対象となる製造・輸入事業者が国内に存在しないといった課題がある。



【対応の方向性】

- ① 製品安全4法上、海外事業者を規制対象化（国内管理人の選任）
- ② ネットモール事業者に対する違反品等の出品削除を要請し、要請した旨を公表
- ③ 国内管理人を含む届出事業者（輸入事業者、製造事業者）に関する情報の公表制度を措置
- ④ 法律や法律に基づく命令等の違反行為者の氏名等について、公表制度を措置

【参考】EUでは、（インターネットや実店舗などの販売方法に関係なく）EU域外の製造事業者が製造した製品をEU域内で取引する際、そのEU域外の製造事業者に対して、EU域内の責任事業者を設置することが義務づけられている。

海外から直接販売される製品の安全確保のための措置

2024/8/27
産構審製安小委・消経審製安部会
合同会議 資料1（抜粋）

- PSマーク対象製品を国内消費者に直接販売する海外事業者について、特定輸入事業者として、（現行の製造・輸入事業者と同様）届出を可能とし、技術基準への適合等を義務付けた。
- これに伴って、執行及び迅速な対応を確保するなどの観点から、海外事業者に対し、国内における責任者（国内管理人）の選任を求め、その氏名・住所等を届け出させることとした。
- 国内管理人は、「日本国内においてその輸入に係る特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者」と定義し、製品安全4法上、海外事業者のいわば代理人として、日本国内における特定製品の安全性の確保に一定の責任を有するものと位置づけた。

<改正消費生活用製品安全法 第2条第10項>

この法律（第二章の二及び第五十四条第一項第四号を除く。）において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者に引き取らせる行為が含まれるものとする。

<改正消費生活用製品安全法 第6条第2号>

第六条 特定製品の製造又は輸入の事業を行う者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める特定製品の区分（以下単に「特定製品の区分」という。）に従い、次の事項を主務大臣に届け出ることができる。

一 （略）

二 特定製品の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。以下「特定輸入事業者」という。）にあつては、日本国内においてその輸入に係る特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者（以下「国内管理人」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

三～五 （略）

国内管理人に求められる基準

- 国内管理人は法人・個人を問わず、また、業種・業態も問わないもの。
(例) オンラインモール事業者、物流事業者、海外事業者の国内代表者、その他行政・規制関連実務に精通している者 等
- 一方、国内管理人は、検査記録の保存義務等が課されるとともに、日本国内において**特定製品の安全性の確保に責任を有するもの**。特定製品に何らかの問題が発生した場合に、規制の実効性の観点から**国内管理人としての適切な業務遂行ができる者のみが選任されるような基準**を要件として定めることが必要。
- 具体的には、特定輸入事業者を求める国内管理人の要件は、省令で定められるところ、**日本国内に住所を有すること、日本語での意思疎通が容易にできること等**が必要。
- また、これらの要件を満たすことを示す書類として、**特定輸入事業者と国内管理人の間の契約書の写し、国内管理人が国内に住所を有することを示す書類等の提出を求めることが必要**。

<国内管理人の要件（案）>

- ・日本国内に住所を有すること
- ・日本語での意思疎通が容易にできること
- ・関係法令の規定を遵守するものであること
- ・消安法の規定により主務大臣が行う処分の通知等を受領する権限を付与されていることのほか、必要な事項を定めた契約関係にあること など

<改正消費生活用製品安全法 第11条第4項>

特定輸入事業者である届出事業者は、その国内管理人が主務省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

取引DPF（デジタルプラットフォーム）提供者の範囲及び責任

- 取引DPFとは、いわゆる「インターネットモール」や「インターネットオークションサイト」を想定しており、自社ECサイトは対象外。一方、自社サイトや自社インターネットモールにて自社製品を販売するような場合、販売事業者（注）として法令を遵守する必要。（注）製造事業者・輸入事業者に該当する可能性もあり。
- 製品安全 4 法の対象となる取引DPFは、取引DPF又はその提供者が日本に所在するか、海外に所在するかを問わず、日本の消費者向けに取引の場を提供しているかで判断。具体的には、日本語で記述されたウェブサイトであるか、日本への配送方法を確保しているか、日本円での価格表記があるかなど、様々な要素を総合的に勘案して判断。

※特定商取引法は広く郵便や電話、ファクシミリ、インターネット等を利用して行われる「通信販売」を規制しているところ、製品安全 4 法では取引DPFを利用して行われる「通信販売」に着目して、取引DPF提供者について製品安全の観点から規律するもの。

＜取引DPF提供者の責務等＞ （条番号は改正消費生活用製品安全法に基づくもの）

（要請）

- 危害防止要請（出品削除等に係る要請）に係る必要な措置（第32条の3、第39条の2）

（責務）

- 製造・輸入事業者等が危害防止命令を受けてとる措置への協力（第32条の2、第38条第3項）
- 製造・輸入事業者が製品回収等をする際にとる措置への協力（第38条第2項）
- 小売販売事業者等が行う情報収集及び消費者への情報提供に係る協力（第34条第2項）
- 重大製品事故の製造・輸入事業者等への通知（第34条第4項）

子供用特定製品 に関して

子供用の製品の規制整備

- 欧米等諸外国では、概ね玩具に関する安全規制が導入されている一方、日本では特定製品に指定されている一部の製品を除いて、事前規制がない。このため、諸外国で技術基準に適合しないとして販売が禁止された製品であっても、国内での流通を防止することができない状況。
- 国内の子供を守れない危機的状況であるとの指摘があることも踏まえれば、子供用の製品について、事前規制の対象とする必要。

玩具が安全規制の対象となっている主な国・地域

	国・地域
欧州	EU、イギリス
アジア	中国、韓国、台湾、タイ、シンガポール、マレーシア、インド
オセアニア	オーストラリア、ニュージーランド
北米・南米	アメリカ、カナダ、メキシコ、アルゼンチン、ブラジル、ウルグアイ、チリ
中東	サウジアラビア、バーレーン、カタール、クウェート、UAE、オマーン、イエメン
ユーラシア	ロシア、ベラルーシ、カザフスタン、キルギス、タジキスタン

【対応の方向性】

① 「子供用特定製品」の 카테고리を創設し、対象製品を事前規制化。

→製品には技術基準に適合した旨の表示及び対象年齢や使用上の注意事項に関する表示を義務化。

② 中古品については特例措置

→上記①を満たす中古品は販売可能。他方、パッケージがなく、上記①の表示が確認できない中古品については、販売事業者による安全確保のための体制整備などを条件として、販売を可能とする特例を措置することを検討。

※あわせて、法施行前に製造・輸入された製品については期限を設けず販売を可能とすることを検討。

子供用特定製品の指定の考え方

2024/8/27
産構審製安小委・消経審製安部会
合同会議 資料1（抜粋、一部修正）

- 子供用特定製品の指定にあたっては、子供用製品による子供の製品事故を未然に防止するため、**以下のよ
うな視点を総合的に勘案していく方針。**

①子供用の製品であること

主に子供が生活する中で用いられることを特に意図して設計されている製品であること。

②事故の様態等を踏まえ、安全性の確保が必要と認められる製品であること

重大製品事故を含む子供が被害にあう国内外の製品事故の実態を踏まえ安全確保の必要性があること。

③子供用特定製品に指定することにより、危害防止の効果が認められること

製品の市場流通前の技術基準適合や使用方法に係る表示を義務付けることにより、事故を防止する効果が認められること。

④海外で規制の対象とされている等、規制の必要性が認められること

海外で規制の対象である、又は日本への危険な製品の流入懸念がある等、規制の必要性があること。

＜改正消費生活用製品安全法 第2条第4項＞

この法律において「子供用特定製品」とは、特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であつて、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。

＜消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院HPより抜粋）＞

四 子供用特定製品の指定並びに子供用特定製品に係る技術基準及び使用年齢基準については、子供用の製品による事故を未然に防ぐ観点から、国内外における子供が被害にあう事故の実態及び諸外国における規制の動向等を踏まえ策定し、及び機動的に見直すとともに、消費者への周知徹底を図るなど、子供用の製品の安全確保に向けて万全を期すこと。また、子供用特定製品の対象については、育児、保育に関わる幅広い製品を対象としていくことを検討すること。

玩具以外の子供用製品の事故事例

2024/8/27
産構審製安小委・消経審製安部会
合同会議 資料1（抜粋）

- 玩具のほかにも、**ベビーカー、抱っこひも、ベッドガード、乳幼児用椅子等、様々な子供用製品で子供が被害にあう事故が発生**している。こうした製品についても、規制の必要性を検討していくことが必要。

子供用製品による子供の被害の例

- ベビーカーによる事故
 - ・ベビーカーに**子供を乗せて段差を乗り越えようとしたところ、転倒し、子供が負傷した。**
（子供が被害にあった重大製品事故は、直近10年度において、10件発生※）
- 抱っこひもによる事故
 - ・抱っこひもを使用して**乳児を抱っこしてしゃがんだところ、乳児が転落し、頭部に重傷を負った。**
 - ・抱っこひもを使用して**乳児をおんぶしていたところ、乳児が転落し、肩に重傷を負った。**
（子供が被害にあった重大製品事故は、直近10年度において、4件発生※）
- ベッドガードによる事故
 - ・ベッドガードを使用して大人用ベッドに乳児を寝かせていたところ、**乳児がベッドガードとマットレスの間に挟まり死亡した。**
（子供が被害にあった重大製品事故は、直近10年度において、4件発生※）
- 乳幼児用椅子による事故
 - ・乳幼児用椅子を使用していたところ、**幼児がうつぶせになっており、死亡が確認された。**
 - ・乳幼児用椅子を使用していたところ、**幼児が当該製品のベルトに挟まれた状態で発見され、搬送後、死亡が確認された。**
（子供が被害にあった重大製品事故は、直近10年度において、7件発生※）

※2014年4月1日～2024年3月31日に発生した重大製品事故のうち子供が被害にあった事故を2024年8月20日時点で集計

<令和6年2月産構審製品安全小委員会「中間取りまとめ」抜粋>

今後規制対象とすることも用の製品は、以下の考え方の下で検討を進めていくことが適切である。

- ・玩具については、事故の様態等も含む避けるべきリスク等を踏まえ、低年齢層が対象の玩具をまずは対象にすることから検討をしてはどうか。
- ・玩具以外については、ベビーカーや抱っこひもといった海外で規制対象となっている、ないしは、製品事故の発生状況等を踏まえて、安全性の確保が特に必要と認識されている製品を対象としてはどうか。

3歳未満向け玩具の特定製品及び子供用特定製品への指定

2024/10/23
産構審製安小委・消経審製安部会
合同会議 資料1（抜粋）

- 誤飲・窒息のおそれが顕在化しており早急に対応が必要な**3歳未満向け玩具を、まずは特定製品及び子供用特定製品に指定**する。その他の製品についても、指定の必要性について引き続き検討していく。
※規定の書きぶりは案

特定製品への指定について

特定製品の指定については、改正後の消費生活用製品安全法第2条第2項において、政令に委任されていることから、消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号）別表第一に次の一号を加える。

十三 乳幼児用玩具（主として家庭において出生後三十六月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したものに限る。）

※ 玩具は日本国内の6～7割が（一社）日本玩具協会が運営する規格を取得しており、業界の自主的な取組により既に一定程度の安全性基準が遵守されている。また、玩具はグローバルな市場で類似の製品が世界中に出荷されているところ、多くの諸外国で既に玩具に対する規制が敷かれており、各国へ輸出するにはこうした各国の基準を満たさなければ販売ができず、一定の安全性が確保されているものと考えられることから、特別特定製品への指定はしないこととする。

子供用特定製品への指定について

子供用特定製品の指定については、改正後の消費生活用製品安全法第2条第4項において、政令に委任されていることから、消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号）別表第一第十三号に掲げる特定製品を子供用特定製品に指定することとする。

十三 乳幼児用玩具（主として家庭において出生後三十六月未満の乳幼児の遊戯に使用することを目的として設計したものに限る。）

※ 子供が長時間接することが想定される3歳未満向けの玩具は、予想のつかない乱雑な使用状況にさらされることが十分に想定されるため、技術基準へ適合する安全な製品を設計することに加えて、危険な使い方を防止するための正しい使用方法に係る警告を消費者である保護者等に適切に伝える必要性のある製品と認められることから、子供用特定製品に指定する必要がある。

<改正消費生活用製品安全法>

第2条（略）

2 この法律において「特定製品」とは、消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるものをいう。

3 （略）

4 この法律において「子供用特定製品」とは、特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であつて、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。

乳幼児用ベッドの子供用特定製品への指定について

2024/10/23
産構審製安小委・消経審製安部会
合同会議 資料1（抜粋）

- 消安法の中で既に規制の対象としている製品のうち、その用途が一定の月齢以下の子供用である製品として、乳幼児用ベッド※が存在する。主に生後24箇月以内の乳幼児を寝かせるために使用される製品を規制の対象としており、子供用の製品であるといえる。
※昭和51年に消安法の規制の対象に指定され、現在も特別特定製品に指定。
- 乳幼児用ベッドにおいては、近年でも乳幼児用ベッドに寝かせていた乳幼児が落下して重傷を負うなどの事故が発生しており、こうした事故を防止するためには、子供が足を掛けて簡単に乗り越えられないような柵の構造等の技術基準への適合に加え、つかまり立ちをする月齢からは床板を最下部に下げることなど、正しい使い方を消費者に理解いただくことも重要である。
- 今般、法律において、子供の安全確保のために子供用の製品を規制する「子供用特定製品」の枠組みを創設したこと、また、乳幼児用ベッドは技術基準に加えて正しい使用方法を理解いただくことが重要な製品であることも踏まえ、乳幼児用ベッドを特別特定製品に加えて、子供用特定製品にも位置付けることが適当ではないか。

※規定の書きぶりは案

子供用特定製品への指定について

子供用特定製品の指定については、改正後の消費生活用製品安全法第2条第4項において、政令に委任されていることから、消費生活用製品安全法施行令（昭和49年政令第48号）別表第一第三号に掲げる特定製品を子供用特定製品に指定することとする。

三 乳幼児用ベッド（主として家庭において出生後二十四月以内の乳幼児の睡眠又は保育に使用することを目的として設計したものに限るものとし、揺動型のものを除く。）

今後のスケジュール（想定）

令和 6（2024）年 6 月 26 日

改正製品安全 4 法公布

＜政省令等の改正・整備＞

令和 6（2024）年 8 月 27 日

消費経済審議会・産業構造審議会

令和 6（2024）年 10 月 23 日

消費経済審議会・産業構造審議会

政令（対象製品の指定等）・省令（基準等整備）改正

その他必要な規定類の整備 等

⇒業界等を含めた周知（説明会等の実施） 等

令和 7（2025）年 12 月＜P＞

改正製品安全 4 法施行（公布日から 1 年 6 箇月以内）